

宝を敬え、三宝とは仏法僧  
これなり」との精神が江戸  
の終わりまで日本人の心を  
育てたのです。ですから  
「和(やわらぎ)」といっ  
ても無原則なやわらぎで  
はなく、仏法僧の三宝を  
願う心をもつてのやわ  
らぎなのです。すなわち  
「仏心(ほとけごころ)を  
本としてのやわらぎです。  
では「ほとけごころ」とは  
何でしょうか？お経に  
「仏心とは大慈悲これ  
なり」(『浄土真宗聖典註  
釈版』一〇二頁)とありま  
す。また「苦を抜くを慈  
といふ。樂を与ふるを悲  
といふ。」(『浄土真宗聖  
典註釈版』七祖版一四六  
頁)ともあります。とにか  
くみんなが幸せであるよう  
にという思いから、ゆずり  
合いの精神、話し合いの精  
神のことでありましょう。  
ある法務関係者の話によ

りますと、日本の刑務所収  
容者人口が十一万人である  
のに対して、アメリカのそ  
れは五四〇万人であるよう  
です。アメリカ成人男子の  
二割は刑務所に収容されて  
いて、失業率の低下に貢献  
しているのだそうです。弁  
護士の数はアメリカでは九  
十万六千人(国民二百九十  
人に一人)、日本では一万  
八千八百人(六千三百人に  
一人)いずれも二〇〇二年  
四月の調査)で全国市町村  
の八十五割には一人の弁護  
士もいないそうです。  
私も子どもどもの頃から  
「争うなよ、裁判にかける  
などいなくてもないことだ」  
と聞かされて育ってきました。  
ところがユダヤ教の聖  
典である旧約聖書には、神  
がユダヤ民族の先祖である  
モーゼに有名な「十戒」を  
授けられていますが、その  
第九戒が「あなたは隣人に

ついて偽証してはならな  
い」とありますから、彼ら  
にとって訴訟とは当たり前



の事だつたのでしよう。因  
みに第十番目には「あなた  
は隣人の家をむさぼっては  
ならない」とありますが、

どういふことなのでしょう  
かね？  
今度いよいよイラクで、  
フセイン元大  
統領の裁判が  
はじまるそう  
ですね。マス  
コミによると  
フセイン氏は  
意気軒昂で  
「ブッシュこ  
そ戦争犯罪人  
だ、ブッシュ  
こそ裁かれる  
べきだ」と叫  
んでいるそう  
です。クルド  
人の大量虐殺  
やクエート進  
攻など、フセ  
インが無実だ  
と到底思えま  
せんが、大量  
破壊兵器を持つているから  
との口実で、国連の承認も  
得ないで勝手にイラクに攻

去る6月14日、広島別院で行われたシンポジウム「非暴力の可能性を問う」の様子。パネラーは、人間の盾としてイラクに行った木村公一(ハブテスト教会牧師)さん、信楽峻磨(元龍谷大学学長・浄土真宗僧侶)さん、小森龍邦(元衆議院議員)さん。「平和は何もなくてもやってくるというものではない。むしろ何もしなければどんどん悪化してゆくもの。それぞれができることを取り組むことが大切」(木村)「憲法9条は私の友達の生命と引き替えに我々が手にしたもの。何としても護ってゆきたい」(信楽)という言葉が印象的だった。

め込んだ(しかも大量破壊  
兵器は未だに見つかってい  
ない)ブッシュさんの責任  
はどうなるのでしょうか？  
親鸞聖人は聖徳太子を大  
変尊敬せられて、三種類二  
百首に亘って聖徳太子を奉  
賛する和讃を作っておられ  
ます。その中の一首に  
とめるものうたへは石  
を水に在るがごとくな  
りともしきものあら  
そひは 水を石に在る  
になづけたり  
とあります。  
これは憲法第五条の心持ち  
をそのまま和讃せられたの  
です。すなわち第五条に  
は、  
贅を絶ち欲を棄てて、あ  
きらかに訴訟を弁めよ  
とあります。このごろ  
の訴訟ごとは裁判官が  
忝意をもってねじ曲げ  
ているのではないか  
すなはち財あるものの訟  
へは石をもつて水に投ぐ  
るがごとし、乏しきもの  
の訴へは水をもつて石に  
投ぐるに似たり。  
とあります。ブッシュさん  
は、フセインさんが捕まっ  
た時、いち早く「彼は死刑  
にすべき」と口走つたそう  
です。この裁判の行く末を  
見るような気がします。さ  
らに第十条には、  
われかならず聖なるに  
あらず、かれかならず愚  
かなるにあらず、ともに  
これ凡夫ならくののみ。  
とあります。私もあな  
たもお互いに長所もあ  
れば短所もある凡夫に  
すぎないではないか、  
お互いに話し合い相談

め込んだ(しかも大量破壊  
兵器は未だに見つかってい  
ない)ブッシュさんの責任  
はどうなるのでしょうか？  
親鸞聖人は聖徳太子を大  
変尊敬せられて、三種類二  
百首に亘って聖徳太子を奉  
賛する和讃を作っておられ  
ます。その中の一首に  
とめるものうたへは石  
を水に在るがごとくな  
りともしきものあら  
そひは 水を石に在る  
になづけたり  
とあります。  
これは憲法第五条の心持ち  
をそのまま和讃せられたの  
です。すなわち第五条に  
は、  
贅を絶ち欲を棄てて、あ  
きらかに訴訟を弁めよ  
とあります。このごろ  
の訴訟ごとは裁判官が  
忝意をもってねじ曲げ  
ているのではないか  
すなはち財あるものの訟  
へは石をもつて水に投ぐ  
るがごとし、乏しきもの  
の訴へは水をもつて石に  
投ぐるに似たり。  
とあります。ブッシュさん  
は、フセインさんが捕まっ  
た時、いち早く「彼は死刑  
にすべき」と口走つたそう  
です。この裁判の行く末を  
見るような気がします。さ  
らに第十条には、  
われかならず聖なるに  
あらず、かれかならず愚  
かなるにあらず、ともに  
これ凡夫ならくののみ。  
とあります。私もあな  
たもお互いに長所もあ  
れば短所もある凡夫に  
すぎないではないか、  
お互いに話し合い相談